

答え合わせ・解説

問1	答え 1 特別会	衆議院の解散に伴う総選挙が実施された後、憲法第54条に基づき、選挙の日から30日以内に召集される国会を特別会（特別国会）といいます。この国会では、内閣が総辞職したことを受けて、新たな内閣総理大臣の指名選挙が行われます。
問2	答え 1 次の国会開会后、10日以内に衆議院の 同意が得られない場合は、その効力を失 う。	緊急集会はあくまで衆議院が不在の間の暫定的な措置であるため、二院制の原則に基づき、新たに選出された衆議院による事後の同意が必須とされています。もし衆議院の同意が得られなければ、その決定は将来に向かって効力を失うことになります。
問3	答え 1 国の法律を制定する権限は、国会だけが 持つということ	「国の唯一の立法機関」という規定は、国会だけが国としての法律を制定できるという原則を示しています。これは、国民から信託を受けた国会が法を定めることで、国民の権利を守るという民主主義の仕組みに基づいています。なお、地方公共団体の条例は各自治体の議会で制定されますが、これと「国の立法」は区別されます。
問4	答え 1 内閣が予算案を作成し、国会に提出して 審議と議決を受ける。	予算の作成は、実際に政治（行政）を運営する責任を負う内閣が行います。しかし、その内容が国民の意思を反映しているかをチェックし、正式な国の決定とするために、国会での審議と議決が必要不可欠となります。これによって行政に対する民主的な統制が行われています。
問5	答え 1 殺人などの重大な刑事裁判を対象とし、 有罪・無罪の判断だけでなく、刑の重さ も決定する。	裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加することで、司法に対する国民の理解と信頼を深めることを目的としています。対象となるのは、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火などの重大な刑事事件の第一審（地方裁判所）です。市民から選ばれた裁判員は、裁判官とともに対等な立場で議論（評議）を行い、被告人が有罪か無罪か、および有罪の場合にはどのような刑罰を与えるか（量刑）を決定します。民事裁判は対象外であることや、検察官の役割である起訴の判断とは別のものであることに注意が必要です。
問6	答え 1 くじなどで選ばれた国民が裁判員とし て、裁判官と共に重大な刑事裁判の審理 に加わり、有罪か無罪かや刑罰の内容を 決定する。	裁判員制度は、司法に対する国民の理解を深め、信頼を高めるために導入されました。対象となるのは殺人罪などの重大な刑事事件に限られており、民事裁判は含まれません。選ばれた裁判員は裁判官と共に、被告人が「有罪か無罪か」という判断だけでなく、有罪の場合の「刑罰」の内容（量刑）までを決定する重要な役割を担います。すべての刑事裁判が対象ではない点や、民事裁判が含まれない点がひっかけとしてよく出題されます。
問7	答え 2 内閣が行う行政について、内閣総理大臣 とすべての国務大臣が一致して国会に対 し責任を負う仕組み	議院内閣制の下では、内閣は一つの組織として活動し、その方針や行動については閣僚全員が連帯して責任を負います。もし国会から信任が得られないと判断され、衆議院で内閣不信任決議が可決された場合には、内閣は総辞職するか、衆議院を解散して国民の信を問わなければなりません。これは、大統領が国民から直接選ばれる大統領制とは異なる特徴です。
問8	答え 3 弁護士	刑事裁判では、国家を代表して犯罪を立証する検察官に対し、被告人の人権を守り、法的なサポートを行う役割が必要です。この役割を担うのが弁護士であり、法廷では被告人が孤立しないようそのすぐ隣に配置され、検察官と対抗する形で議論を行います。日本国憲法でも、被告人が自ら弁護人を依頼する権利や、経済的理由で依頼できない場合に国が弁護人をつける国選弁護制度が保障されています。
問9	答え 1 裁判に国民の視点や日常的な感覚を反映 させることで、司法をより身近なものに し、国民の信頼を高めるため。	日本の司法はかつて「専門家だけで行われており、一般市民には分かりにくい」という批判がありました。裁判員制度の導入は、主権者である国民が直接裁判に参加することで、司法に対する関心を高め、国民の健全な社会常識を裁判の内容に反映させることを目的としています。これは「司法の民主化」の一環として位置づけられています。